

【公述人に対する質疑】

山田俊男君

自由民主党の山田俊男であります。

本日は、消費者問題の本当に現場で、直接課題を抱えておられる国民、消費者の皆さんと肌で付き合うといえますか、相談を受けるといえますか、大変な御苦勞をされておられる四人の皆さんのお話をお聞きすることができまして、本当にこの消費者問題というのは奥が深いんだ、幅が広いんだということを改めて認識させていただいた次第であります。それと同時に、果たして消費者庁をつくって、そして皆さんの御苦勞にこたえることができるかどうかというのは、これまた心配するところでもあります。

そこで、最初に行岡さんにお尋ねしたいと思います。

グリーンコープ連合が崇高な理念を持って、そして多様な活動をやっておられる、地域再生運動に全力で取り組むんだということをおっしゃって活動をされているわけですが、とうとう多重債務の組合員に対します生活再生事業に取り組むということまでをおやりになったのかということとびっくりしているところではありますが、小さなコミュニティーないしは生活協同組合も小さな範囲で、協同の取組の中で、それこそ頼母子講のようにお互いが助け合うということと違いまして、お話聞いてみますと、相当の県域の単位で、さらにまたほかの県にもそれぞれおつくりになって取り組まれるということになっているわけです。こうなりますとセーフティーネット対策というふうにやりますとも、かなりリスクの掛かるお仕事をおやりになることになるわけです。

行岡さんからは、参議院で検討していただきたいという四つの項目をもう本当に的確にまとめていただいたというふうに思いますけれども、その中にありますのは、例えば金融庁が貸金業法の具体的な実施の中でセーフティーネット貸付けをやりますよと言った途端に、行政が入りますとますます事業実施に当たっての規制の強化につながりかねないみたいような心配もするわけではありますが、改めて行岡さんの消費者庁設立に伴います多重債務問題に対する思いといえますか、要望があればお聞きしたいと存じます。

公述人（行岡みち子君）

多重債務問題といった場合は、やっぱり金融庁の多重債務対策プログラムで既に検討しているから、消費者庁のところでは余り関係ないんじゃないかというような御理解なんかも一般的にあるのかなというふうに思っておるところなんです。私は、例えば私たちがやっているセーフティーネット貸付けというのは、金融とか、それから言わばそういう金融の世界じゃなくて、むしろ消費者の生活をどのように立て直していくのかと、そういうところで問題を立てていますので、そういう意味では、家計、今現状のその御家庭の家計がどうなっているかと。これ、通帳まで見せてもらって、

参議院消費者問題に関する特別委員会公聴会 / 2009年5月12日

収入の内容も全部、本当に給与明細表なんかも見せていただいて収入と支出と、それから将来の家族のライフイベントがどうなっているというところでライフプランを立てて、今後のその御家庭の家計収支がどうなるというのを五年間ぐらい見通して相談に乗っていくみたいになっているわけです。

そういうことについては、やっぱり消費者教育とか金銭教育が、金融の世界とか貸金業法の法律の世界だけじゃなくて、消費者の目線から取り組まれていくということがないと、なかなか皆さんが相談に来る上でも来づらいというか、そんな点があるというふうに思っています。

私どもは、ふくおかのところはいったん、福岡県の応援で順調に滑り出して、何とか事業的にもちゃんといけるかなというふうになっていますけれども、くまもと、おおいた、やまぐち、今度立ち上げるながさきというところではなかなかそんなふうにならなくて、そういう意味では何らかの、先ほどちょっと申しましたように、消費者行政活性化交付金というのはいろんなところに項目があって、皆さんのところも御期待があると思うんですが、そのところを拡充するとか、使い道をもうちょっと広げていただくとか、それからあと消費者庁自身が、今なかなかセーフティーネット貸付けは、社会福祉協議会とかそれから福祉事務所とか労金とか信金、信組で組みみなさいというふうになっているけれども、ほかのところ全然動いていけませんので、そういう意味ではそういうことについても、そういう大きな政策なんかが出たときにきちんと消費者の目線から進行しているかどうかというふうなことも含めて点検いただく、監督いただくみたいなことができれば、もっと消費者の立場、国民の立場から進んでいくんじゃないかなというふうに、現場のところとしてはそのように思っています。

今現在は、私たちはもう本当に自分たちの事業のお金をつぎ込んで支え抜いているというのが現状ですので、そこら辺も含めて考えていただけたらと思っております。

山田俊男君

是非、大変協同組合としても理念ある取組をやっておられるグリーンコープであるわけでありますから、その理念をベースにしながら、今おっしゃいましたことと、しかし制度的にどんな支援の仕組みがあるかということをも十分念頭に置きながら我々としてもこたえていきたい、こんなふうに思うところであります。

さて、続きまして和田さんにお尋ねしたいわけでありまして、会の連絡先も和田さんの御自宅の多分連絡先なんではなかろうか、そういうことですから、まさに集まっておられる皆さんのボランティア、問題意識、それで加わっておられる組織なんだと思うんです。しかし、そうした地域の活動の中で、皆さんの話合い、それから、そのことが会員のみならず周囲の皆さんに対して行動する勇気を与えるという、この一番大事な運動をずっとやっておられるんだなということを感じるわけであります。

そこでお聞きしたいんですけど、皆さんの活動と、自治体や、それから消費者庁ができて国民生活センターの活性化が進んでいくということになる中で、どういう連

参議院消費者問題に関する特別委員会公聴会 / 2009年5月12日

携になっていくんでしょうか。そしてまた、私は、当然活動には経費も掛かるわけですから、ボランティアの任意の組織であったといえ、自治体からの支援が的確になされてしかるべきだというふうに考えるわけですが、御要望があたりだというふうに思います。どうぞお聞かせ願いたいと思います。

公述人（和田三千代君）

私たち、本当に今、山田先生がおっしゃってくださったように、全くのボランティア組織です。でも、いろいろなことを話し合いながら、こうやって本当に、先ほどから何回も言っておりますように、消費者問題というのは命の問題だということで何とか今までやってきたんですね。

そこで、先ほど言いましたように、高齢化の問題もありますし、若い人たちがこれから入ってこられるようにするためには、やはりそれなりの自治体の援助、その自治体の援助はなかなか難しいでしょうから、消費者庁ができるのをきっかけに大きなもっと、消費者の命の問題を消費者庁というのは全部を扱うんだよと、先ほどもちょっと言いましたけれども、県の中だけでも三十五の課が消費者問題にかかわる課だというふうに言われておりますぐらい、だから、消費者庁ができたなら各省庁の中で問題が起きたときには全部を集めて相談し、本当にいい組織、いい解決の方法は何だろうということをやっていたきたい、それが一番の消費者庁に対する願いでございます。

例えば、実際に、小さなことかもしれませんが、資金の援助を欲しいというふうに先ほども申しましたけれども、その時点で起こっている問題というのは、私たちはすぐにそれで運動を起こすというよりも、やはりしっかりと勉強して、それなりの識者の方たちにおいていただいて勉強して、その結果運動を起こそうと、いつもそういうふうに考えておりますけれども、そういうときの講演会を開く。私たちが開きたいと思ったときにその講師の謝礼、そういう問題も、消費者庁の大きな予算の中から地域に振り分けていただく、せめて県の組織ぐらいに振り分けていただくような、それができるともっともっと活動しやすくなるかなというふうに思います。

それからもう一つ、ごめんなさい、ついでにといいいますか、訴訟を起こしたいと私たちが思ったときに、今は苦情処理の問題で訴訟の適格団体というのが、今日午前中にもお話がありましたけれども、そういう形のことまでは何とか決まった。けれども、もっと気軽に訴訟ができるように、やはりそこも資金の援助をお願いしたいというふうに思っております。

千葉県でも初めて今回、苦情処理部会というのが開かれます。三十年前から消費者行政審議会の中に苦情処理部会というのがあったんですけれども、それが開かれてこなかった。で、やっと開かれることになりまして、できるだけ私たちはその相談の業務の中からこれは訴訟しなければいけないというふうな判断があったときには訴訟に持っていきたい。それには、今決められている適格団体だけではなくて、各県に一つずつぐらいのそういう組織が欲しいなということを感じております。

参議院消費者問題に関する特別委員会公聴会 / 2009年5月12日

山田俊男君

率直におっしゃっていただいたというふうに思います。是非これらの件につきましても、機会あるたびにしっかり我々も頑張りたい、こんなふうに思います。

義本さんにお尋ねいたしますけれども、体調が悪ければ病院に行くと、それと同じような環境を、困った人が生活相談できる状況をつくるんだと、これが一番大事だというふうにおっしゃったんで非常によく分かった次第であります。

ところで、義本さんはこの資料の中で、国に立派な消費者庁ができて、地方の消費者行政の立て直しをしなければ何の役にも立ちませんなんておっしゃって、なかなかインパクトがあるお話でありまして、心してこれも仕事をしなきゃいかぬというふうに思うわけでありまして、何か是非、必要なこと、こんなことだけしっかりやってくれと、くしゃくしゃの人事発令書ですか、あれはもうよくインパクトがありましたので頭に入れておきますが、特別にありましたらおっしゃっていただきたいと思えます。

公述人（義本みどり君）

消費者庁がうまくいくかどうかというのは、組織の壁を破ることだと思っているんです。地方においても組織の壁を破ることだと思っているんです。行政の中というのは、事務、何たら、何かこう決まっております、もうあなたの仕事はこれ、あなたの仕事はこれって決められているんです。確かに自分に与えられた仕事をきちっとするのは大事なことですけれども、その壁をちょっと破ってみて、隣の担当者は何をしておるんだろうかと、私とダブるところはないんだろうかと、じゃあ次はうちの組織と隣の組織とダブるところはないんだろうかと、組織の壁をいかに破ることが大事だと思っております。

今、多分うまくいっているところはマンパワーで組織の壁を破っていると思うんですが、これを、もう限界なんです。何とか国の力で組織の壁をぶち破るような指令を出していただきたいと思っています。よろしくお願いします。

山田俊男君

組織の壁を破るというのはなかなか難しいわけで、それで消費者庁もつくって何とか縦横うまく形をつくらうという試みでもありますので、是非頑張りますから期待していただきたい、こんなふうに思います。

さて、最後に三村さんにお尋ねします。

NACSは伝統ある大変な消費者運動の機関であります。どうぞ引き続き、消費者庁ができて大事な役割を果たしていただくことになるだろうと、こんなふうに思うわけでありまして、今後どんな消費者庁、さらには国民生活センター等との間で役割分担がなされるんでしょうか。時間がなくなりましたが、恐縮ですが、簡潔にお願いします。

参議院消費者問題に関する特別委員会公聴会 / 2009年5月12日

公述人（三村光代君）

三村です。

私どもの団体は、組織が一方を向いている人間だけではなくて、私から見ればテーブルの向こう側にいるんじゃないかと思うような、企業の中で働いている人もいますね。

でも、今その人たちと情報を交わしてみると、やっぱりその人たちも一歩外へ出れば消費者なんだということを痛切に仲間として感じているような状況ですので、これだけ情報を持っているような組織が新しい消費者庁の中で活動できると大いに役に立つんじゃないかと思っていますので、今人材をきちっとそろえて、消費者庁ができたときには私どもの会員を使ってくださるよう働きかけていきたい。それともう一つ、消費者委員会を私どもがしっかりと監視していきたいというふうに思っております。

山田俊男君

ありがとうございました。

以 上